介護老人保健施設えぼし "介護予防通所リハビリテーション"、重要事項説明書

1. 介護老人保健施設えぼしの概要

(1) 当施設の概要

施 設 名	介護老人保健施設 えぼし
所 在 地	青森県上北郡野辺地町字川目 88-1
電 話 番 号	$0\ 1\ 7\ 5-6\ 5-2\ 6\ 6$
F A X 番 号	0 1 7 5 - 6 5 - 2 6 6 8
事業所番号	指定事業所番号
尹 未 川 笛 万	$(0\ 2\ 5\ 2\ 5\ 8\ 0\ 0\ 1\ 4)$
サービスの提供	野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東北町、七戸町
できる地域	平内町

(2) 当施設の職員体制

職名	資 格	常勤	非常勤	合 計	職務内容
管理者 (医師)	医 師	1名	名	1名	介護従業者及び業務の管理 (入所と兼務)
医師	医師	名	2名	2名	利用者の健康管理、指導
支援相談員		1名	名	1名	利用者・家族からの相談に応 じる。市町村連携を図る
機能訓練指導員	理学·作業療 法士	2名	1名	3名	リハビリの計画作成・実施・ 指導
	看護師	名	名	名	医師の指示に基づく医療行 為とサービス計画に基づく
介護·看護職員	准看護師	名	名	名	海とり一しへ計画に基づく 看護
	介護職員	7名	名	7名	サービス計画に基づく介護

(3) 当施設の設備の概要

定員		40 人
食堂・機能訓練室		219.25 m²
浴室	一般浴槽	40.39 m²
俗至	特別浴槽	31.12 m²
デイルーム		28.01 m²
相談室		9.97 m ²
送迎車		6 台

(4) サービスの提供時間帯

	営業時間
平日・土,日曜日、祝日 (年中無休)	午前9時30分~午後5時30分

2. 当施設の通所リハビリテーションの特徴等

(1) 運営の方針

基本理念 利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(2) サービスの提供にあたって

事 項	備考
従業員への研修の実施	施設内研修のほか、最低年1回外部研修に参加します。
サービスマニュアル	標準化されたサービスマニュアルを基礎とし、利用者一
	人ひとりにあった適切なサービスを提供いたします。

(3) サービスの利用にあたっての留意事項

送迎時間の連絡	変更の事由が生じたときは即時電話連絡します。
体調確認	医師による健康チェックをします。
体調不良等による サービスの中止・変更	電話連絡していただきます。
食事のキャンセル	出来るだけ早めに申し出ていただきます。
時間変更	電話連絡していただきます。この場合送迎が出来ないこともあります。
設備、器具の利用	本来の目的以外に利用又は使用しないでください。

3. サービスの内容

① 送 迎 :サービス提供地域内

② 食 事 : 昼食

③ 入 浴 :施設に到着後、必ず職員による健康チェックを受けて、体調不良

時は入浴を控えます。

④ 機能訓練:理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションを行います。

⑤ 相 談:支援相談員に日常生活に関することなどについて相談できます。

⑥ 健康管理:医師の健康チェックも受けることができます。

⑦ レクリエーション:工作・ゲーム・映画鑑賞などを行います。

4. 利用料金

- (1) 別紙参照
- (2) 介護保険の給付対象にならない以下のサービスは、利用料金が全額が 利用者様の負担となります。
 - ・食費 → 1 食につき 400 円
 - ・理 美 容 料 → 1回につき 理容 2,000円(税込)
 - · 日 用 品 費 → 実費負担
 - · 教養娯楽費 → 実費負担

(3)料金の支払方法

毎月、15 日頃までに前月分の請求をいたしますので、発行月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収印を押印いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金の2通りの方法があります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

- ☞ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (2) サービスの終了
 - ①お客様のご都合でサービスを終了する場合はサービスの終了を希望する日の一週 間前までにお申し出ください。急な事情が生じたときはできるだけ速めにご連絡 ください。
 - ②当施設の都合でサービスを終了する場合や人員不足等やむを得ない事情により、 サービス提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了 1 ヶ 月前までに文書で通知します。
 - ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が他の介護保健施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当 (自立)と認定された場合
- お客様が亡くなられた場合

④その他

- 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、お客様は口頭又は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- お客様がサービス利用料金のお支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金をお支払いいただくよう催告したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 秘密の保持

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設は利用者及び扶養者から予め文書による同意を得た上で行うこととします。また、当施設の退職者も同様とします。
 - ① 介護保健サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護 保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関へ の療養情報の提供。
 - ② 介護保健サービスの質の向上のための学会、研究会での事例研究発表など。 なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを 厳守します。
 - ③ 利用者又は家族が施設サービスに関する情報の記録を閲覧、又は確認したい時は個人情報の法令に基づいて情報を開示します。
- (2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設のお客様相談・苦情窓口

担当者 : 支援相談員 電 話 : 0175-65-2666

受付日 : 月曜日~金曜日

受付時間: 8:30 ~ 17:30

(2) その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会): 017-723-1336 野辺地町役場 介護福祉課 : 0175-64-2111

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態に変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救 急隊、ご家族、介護支援専門員へ連絡いたします。

協力病院は次のとおりです。野辺地病院、ちびき病院、野辺地歯科医師会。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原 因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当施設の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償いたします。

10. 非常災害対策

防災時の対応	消防署への通報と同時に自衛消防隊により対応します。	
防災訓練	総合防災訓練(年2回)、自主訓練(年2回)	
防火責任者	古屋敷 勇助	

平成 年 月 日

介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、 重要な事項を説明しました。

(事業所)

所在地 青森県上北郡野辺地町字川目 88-1 名 称 介護老人保健施設 えぼし

私は、本書面により、事業者(施設)から介護予防通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名